

令和8年度PPA方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業（質問及び回答）

令和8年6月17日受付分

No.	質問内容	回答
1	代表企業となる企業の要件をご教示ください。PPA事業者もしくは入札参加資格取得者（予定者）である必要があるなど、ご教示ください。	代表企業（法人）と代表企業以外の企業（法人）で、要件に差異はありません。なお、複数の法人によって構成された共同事業者が参加する場合、以下の全ての要件を満たす必要があります。 ・全ての構成員が募集要項3(1)～(10)の資格要件を満たしていること。 ・代表法人または構成員のいずれかが同(11)の資格要件を満たしていること。 ・共同事業者総体（協力事業者含む）が同(12)の資格要件を満たしていること。
2	SPCをPPA事業として活用する場合、当該SPCに専任の従業員を配置しない体制（業務は当社の社員が実施する体制）とすることは可能でしょうか。体制要件上の制約があればご教示ください。	可能です。体制要件上の制約はありません。
3	対象三施設におきまして、「防眩性能を備えた設備を採用すること」という要件がございましたが、防眩のレベルについて伺いたく、いわゆる防眩仕様のパネルが必要なのでしょうか。その際、防眩性能を示す書類等は必要でしょうか。	反射光による近隣環境への影響がないと認められる場合は、防眩パネルの設置は必須ではありません。防眩パネルを設置する場合、防眩レベルについては特に定めはありません。防眩性能を示す書類は企画提案時には不要ですが、施工時に防眩性能を確認できる書類の提出を求める場合があります。
4	仕様書6ページ「6 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様」に記載の、非常時に電力供給が停止した場合、自立運転機能による電力供給を行う旨の記載がございますが、施設全体への供給が必要でしょうか。もしくは、新規で非常用コンセント盤を設けて、特定供給を行う、という形でも問題ないでしょうか。	非常時の電力供給方法については、特に定めはありません。施設全体への供給とする方法、新規で非常用コンセント盤を設ける方法のいずれでも差支えありません。
5	公共工事の考え方について確認させてください。 ・傾斜屋根や安全な手すりが無い陸屋根の場合、JIS A 8971に基づき、全面足場が必要となる、という認識でお間違いないでしょうか。 ・配線の露出は原則禁止で、すべてケーブルラックを通す必要があるのでしょうか。PF管の使用することはいけないのでしょうか。 ・エコケーブル等材料の指定はございますか。	関係法令等を遵守する工法であれば、全面足場の設置は必須ではありません。 関係法令等を遵守し、施設側に支障がないものであれば、配線方法に指定はありません。PF管についても使用可です。 指定はありません。